



# 熊本県公報

第 1 1 8 2 1 号

平成 21 年 7 月 7 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

|                            |               |
|----------------------------|---------------|
| <b>告 示</b>                 |               |
| ○熊本県農業共済組合検査規程             | (団体支援総室) 1    |
| ○熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部改正      | (地域政策課) 3     |
| ○熊本県土地利用基本計画の変更要旨の公表       | ( ) 4         |
| ○保安林の指定に関する予定              | (森林保全課) 4     |
| ○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定    | (交通・くらし安全課) 4 |
| ○天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更の許可 | (市町村総室) 5     |
| ○道路の供用開始                   | (道路保全課) 5     |
| <b>登 載 依 頼</b>             |               |
| ○平成 21 年度行政書士試験の実施         | (市町村総室) 5     |
| ○くまもと 21 ヘルスプラン推進委員会の開催    | (健康づくり推進課) 7  |
| ○平成 21 年度第 1 回熊本県景観審議会の開催  | (熊本県景観審議会) 7  |

## 告 示

### 熊本県告示第 6 4 7 号

熊本県農業共済組合検査規程を次のように定める。

平成 21 年 7 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県農業共済組合検査規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、農業災害補償法(昭和 22 年法律第 185 号。以下「法」という。)第 142 条の 2 から第 142 条の 4 までの規定に基づき農業共済組合(以下「組合」という。)に対して知事が行う検査(以下「検査」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査の目的)

第 2 条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務又は会計の実態を把握することにより、組合に対する個別指導の実を挙げ、もって農業災害補償制度における組合の事業運営の適正化に資することを目的とする。

(検査の視点)

第 3 条 検査の視点は、次のとおりとする。

(1) 合法性

定款、共済規程、諸規則等の整備状況及び法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、共済規程、諸規則等の遵守状況を検討する。

(2) 合目的性

法第 1 条の目的及び組合が定款等で定めた組合の業務又は事業の目的に合致した運営がなされているかどうかを検討する。

(3) 合理性

組合の業務又は会計が効率性の観点からみて、合理的に運営されているかどうかを検討する。

(検査により達成すべき事項)

第 4 条 検査により達成すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 不正又は不当な行為等の防止及びその是正

法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、共済規程、諸規則等に対する違反の有無を検討することにより、組合の役職員を常に緊張自省させ、不正又は不当な行為又は誤り等の発生を未然に防止するとともに、現に発生している事項については、速やかにその是正を図り、それによって被る組合の損害及び信用の低下を最小限にとどめさせる。

(2) 事業運営の適正化及びコンプライアンス意識の高揚

検査を通じて組合の業務又は会計の実態を把握することにより、組合の役職員に対して農業災害補償制度の趣旨に適合するように組合を運営することを指導するとともに、事業運営の適正化への意欲及びコンプライアンス意識の高揚を助長する。

(3) 行政資料への活用

検査を通じて得られた資料を、守秘義務にも留意しつつ、一般農林水産行政の資

料として、その活用を図る。

(検査権の行使)

第5条 知事は、その職員である者のうちから検査員を任命し、検査を行わせるものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の検査員でない職員を検査員の補助員として検査に従事させるものとする。

(常例検査に係る年間検査計画等の作成)

第6条 知事は、年度当初に、法第142条の3の規定による常例検査に係る組合本所及び支所別の年間検査計画並びに当該年度における検査重点事項を作成するものとする。

(検査事項)

第7条 検査員は、別に定めるところに従い、組合の業務又は会計のすべてについて検査を行うものとする。ただし、知事が特に指示をした場合は、当該指示に従い検査を行うものとする。

(検査の場所と方法)

第8条 検査員は、組合の事務所、倉庫、事業場その他組合の業務に関係のある場所において、現物及び帳簿その他の書類の検査並びに組合の役員からの説明の聴取の方法により検査を行うものとする。ただし、検査員が必要があると認めるときは、これらの場所以外場所において、検査を行うものとする。

(検査基準日)

第9条 検査基準日は、検査に着手した日の前業務日とする。ただし、検査に着手した日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合は、検査に着手した日前において当該検査に着手した日に最も近い残高試算表が作成された日とする。

(検査の範囲)

第10条 検査員は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの組合の業務又は会計について検査を行うものとする。ただし、検査員が特に必要があると認めるときは、当該検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日前及び検査基準日後の組合の業務又は会計についても検査を行うものとする。

(執務時間検査の原則)

第11条 検査員は、組合の執務時間内に検査を行うものとする。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、理事その他の責任者の承諾を得たときは、この限りでない。

(無通告検査の実施)

第12条 検査員は、組合に対して検査を行う旨をあらかじめ通告してはならない。

(検査員)

第13条 検査員は、2人以上が1組になって検査を行うものとする。ただし、支所、出張所等の出先機関において現物の検査等を行うときは、この限りでない。

2 知事は、前項本文の検査に当たっては、検査のうちから1人を検査の責任者（以下「検査責任者」という。）として選定するものとする。

3 検査員は、十分な注意をもって検査を実施し、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

4 検査員は、組合の業務又は会計が適正であり、かつ、妥当であるかどうかの意見を表明するに足る合理的な根拠を得るまで、検査を実施しなければならない。

5 検査員は、検査に当たっては、組合の業務執行に支障を及ぼさないようにするとともに、組合に無用の負担を負わせないように留意しなければならない。

6 検査員は、常に穏健冷静な態度を保持し、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取するように努めなければならない。

(検査命令書等の交付及び提示)

第14条 知事は、検査員に検査命令書（別記様式）及び農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第46条の規定による身分証明書を交付するものとする。

2 検査員は、検査の着手に際しては、理事その他の責任者に対し、前項の検査命令書及び身分証明書を提示して検査を行う旨を告げるものとする。

(検査の立会い)

第15条 検査員は、検査に当たっては、理事その他の責任者1人以上を立ち合わせるものとする。

2 前項に規定する立会人のほか、できるだけ監事を立ち合わせるものとする。

(私物検査の制限)

第16条 検査員は、組合の役職員の私物について検査を行ってはならない。ただし、検査員が検査上特に必要があると認めた場合において、相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(取引先とその他の照査)

第17条 検査員は、検査上特に必要があると認めるときは、組合員若しくは加入者、取引先、退任した役員若しくは退職した職員又はその他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めるものとする。

(検査の拒否等に対する措置)

第18条 検査責任者は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認めるときは、直ちにその旨を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(検査講評)

第19条 検査員は、検査を終了するに際して、直ちに改善に着手できるよう、また、組

合関係者に無用の不安を与えることがないように、理事又は監事及びその他の責任者に対し、口頭をもって検査中明らかとなった事項について、理事又は監事から当該講評についての意見等を徴取しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(検査結果の報告及び検査書の交付)

第 20 条 検査員は、検査を終了したときは、速やかにその結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告後速やかに、法令に違反している事項又は組合の運営上是正若しくは改善の必要があると認める事項を記載した検査書を作成し、これを組合の理事に交付するとともに、当該検査書に記載された事項に関する見解及び今後実施しようとする措置を記載した回答書の提出を求めるとする。

3 知事は、検査の結果、組合に共済事業を適正かつ効率的に行わせるため特に改善の必要があると認める事項がある場合は、前項の検査書にこれを記載するとともに、農業災害補償法第 142 条の 5 の規定による必要な命令をすものとする。また、組合の理事から当該事項に関する意見又は今後の措置若しくは方針について前項の回答書とは別に報告書の提出を求めるものとする。

4 第 2 項の回答書及び前項の報告書には、組合の理事会（監事事項については監事会）の議事録及び監事の意見書を添付するとともに、前項の報告書には理事が連署するものとする。

5 知事は、農業災害補償法第 142 条の 4 の規定による検査を行った場合は、当該検査の請求をした者に対し、当該検査結果の概要を交付するものとする。

(守秘義務)

第 21 条 検査員は、検査により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、平成 21 年 7 月 7 日から施行する。

別記様式（第 14 条関係）

|  |   |        |
|--|---|--------|
| 番<br>年   | 月 | 号<br>日 |
| 検 査 命 令 書  |   |        |
| 職 名  |   | 氏 名    |
| 検査責任者  |   |        |
| <p>農業災害補償法第 142 条の 4 の規定により、熊本県農業共済組合<br/>の検査の職務に従事することを命ずる。</p> |   |        |
| 熊本県知事 氏 名  |   | 印      |

熊本県告示第 648 号

熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 21 年 7 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項  
熊本県地域総合整備資金貸付要項（平成 2 年熊本県告示第 367 号）の一部を次のよう  
に改正する。

第 5 条第 4 項中「「過疎地域」」の次に「（第 6 項に該当する場合を除く。）」を、「  
という。）」の次に「（第 6 項に該当する場合を除く。）」を加え、同条第 5 項中「特定  
地域経済活性化対策実施要綱（平成 18 年 3 月 23 日付け総行自第 63 号総務事務次官通  
知）」を「地域力創造対策実施要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け総行政第 116 号総務事  
務次官通知）」に、「特定地域経済活性化対策推進地域」を「地域力創造推進地域」に改  
め、「（地域再生に係る日本政策投資銀行の低利融資を含む。）」を削り、「いう。）」  
の次に「（第 6 項に該当する場合を除く。）」を加え、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 5  
項の次に次の 1 項を加える。

6 定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号総務事務次官  
通知）に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定  
した宣言中心市及びその周辺市町村において、当該協定又はビジョンに基づく取組に関

連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「24億円」とあるのは「37.5億円」と、「36億円」とあるのは「56億円」とし、第2項中「20パーセント」とあるのは「25パーセント」とする。  
 附則第2項中「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に改め、同項の表を次のように改める。

|        |        |  |
|--------|--------|--|
| 第5条第4項 | 「過疎地域」 | 「過疎地域」、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する「離島振興対策実施地域」 |
| 第5条第5項 | 「過疎地域」 | 「過疎地域」、「離島振興対策実施地域」                              |

附 則

- この要項は、告示の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- この要項の適用の日前に貸付決定がなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第649号

熊本県土地利用基本計画（昭和50年熊本県告示第537号）の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により次のとおり公表する。

平成21年7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 熊本県土地利用基本計画図の変更地域別の概要

| 変更地域名  | 市町村名 | 変更部分の面積       | 変更を必要とする理由                          |
|--------|------|---------------|-------------------------------------|
| 八代都市地域 | 八代市  | 1,118ヘクタールの拡大 | 現行の都市地域と一体として総合的に開発・整備・保全する必要があるため。 |
| 宇城都市地域 | 宇城市  | 37ヘクタールの拡大    | 同上                                  |

- 変更に係る熊本県土地利用基本計画図の閲覧場所  
 熊本県地域振興部地域政策課（県庁行政棟本館6階）  
 郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県告示第650号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成21年7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市龍門字中片1036番1、960番・961番1・962番1・997番・998番・999番1・1000番から1002番まで・1003番1・1017番（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 落石の危険の防止
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐は、択伐による。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第651号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成21年6月29日次のように指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年7月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 種 別        | 題 名  | 指 定 理 由                          |
|------------|--|----------------------------------|
| 有害指定<br>映画 | 悶々不倫 教え子は四十路妻 (オーピー)<br>ミセスの荒い息 激しく乱れて (オーピー)<br>連続絶頂 イキまくる女達 (新東宝)<br>ニッポンの猥褻 好色一代記 (新東宝)<br>親友の妻 密会の黒下着 (オーピー) | 著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。 |

**熊本県告示第 6 5 2 号**

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、平成 2 1 年 6 月 2 6 日付けで天草広域連合長から申請のあった天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更を平成 2 1 年 6 月 2 9 日付けで許可した。  
平成 2 1 年 7 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県告示第 6 5 3 号**

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成 2 1 年 7 月 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成 2 1 年 7 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路 線 名      | 供 用 を 開 始 す る 区 間                                   | 延 長<br>(メートル) | 備 考                      |
|-------|------------|---|---------------|--------------------------|
| 一般国道  | 2 1 8 号    | 下益城郡美里町畝野<br>7 9 3 番 1 地先から<br>同所<br>6 3 0 番 2 地先まで | 61.5          | 単道改<br>(改築<br>による<br>拡幅) |
| 一般県道  | 三本松甲佐<br>線 | 下益城郡美里町畝野<br>8 1 4 番 1 地先から<br>同所<br>8 3 7 番 4 地先まで | 206.0         | 単道改<br>(バイ<br>パス)        |

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 7 月 7 日

**登 載 依 頼**

**平成 2 1 年度行政書士試験の実施について**

行政書士法 (昭和 2 6 年法律第 4 号) 第 4 条第 1 項の規定により、熊本県知事から委任を受けた平成 2 1 年度行政書士試験を次のとおり実施します。  
平成 2 1 年 7 月 7 日

財団法人行政書士試験研究センター 理事長 木寺 久

- 1 試験期日 平成 2 1 年 1 1 月 8 日 (日) 午後 1 時から午後 4 時まで
- 2 試験場所 熊本大学 黒髪北地区 (熊本市黒髪二丁目 3 9 番 1 号)
- 3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

| 試 験 科 目                      | 内 容 等   |
|------------------------------|---|
| 行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 4 6 題) | 憲法、行政法 (行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成 2 1 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題します。 |

|                             |                           |
|-----------------------------|---------------------------|
| 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14 題） | 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解 |
|-----------------------------|---------------------------|

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行います。
- イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。
- \* 記述式は、40 字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

- (1) 受付期間 平成 21 年 8 月 3 日（月）から 9 月 4 日（金）まで
- (2) 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター  
受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送していただき（あて先は印刷されています。）。9 月 4 日の消印があるものまで受け付けます。

(3) 提出書類 受験願書一式（配布場所については(5)をご覧ください。）

(4) 受験手数料 7,000 円  
受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。

(5) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

ア 郵送配布

- (ア) 配布期間 平成 21 年 8 月 3 日（月）から 8 月 28 日（金）まで  
郵送を希望する方は、140 円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角 2 号：A4 サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書して、下記あて先まで郵便で請求してください（8 月 28 日必着のこと。）。  
a 名称 財団法人行政書士試験研究センター  
b 住所 〒100-8779 郵便事業株式会社 銀座支店留

イ 窓口配布

- (イ) 配布期間 平成 21 年 8 月 3 日（月）から 9 月 4 日（金）まで
- (イ) 配布場所  
a 熊本県庁新館 1 階情報プラザ及び総務部市町村総室（熊本市水前寺六丁目 18-1）  
b 宇城地域振興局総務部総務振興課（宇城市松橋町久具 400-1）  
c 玉名地域振興局総務部総務振興課（玉名市岩崎 1004-1）  
d 鹿本地域振興局総務部総務振興課（山鹿市山鹿 1026-3）  
e 菊池地域振興局総務部総務振興課（菊池市隈府 1272-10）  
f 阿蘇地域振興局総務部総務振興課（阿蘇市一の宮町宮地 2402）  
g 上益城地域振興局総務部総務振興課（上益城郡御船町辺田見 396-1）  
h 八代地域振興局総務部総務振興課（八代市西片町 1660）  
i 芦北地域振興局総務部総務振興課（葦北郡芦北町芦北 2670）  
j 球磨地域振興局総務部総務振興課（人吉市西間下町 86-1）  
k 天草地域振興局総務部総務振興課（天草市今釜新町 3530）  
l くまもと県民交流館パレア（熊本市手取本町 8-9 テトリア熊本内）  
m 熊本県行政書士会（熊本市水前寺公園 28-47 嘉悦ビル 1 階）

(ウ) 配布時間 上記 a から k までについては、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで  
上記 l については、午前 9 時から午後 9 時まで  
上記 m については、午前 9 時から午後 5 時まで

(6) インターネットによる受験申込み

- ア 受験申込み画面への入力  
(ア) 財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

イ 受験手数料の払込み

- (イ) 受験手数料（7,000 円）の払込みはクレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済のみとなります。
- (イ) 利用できるクレジットカード VISA・Master・UC
- (ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

- (ア) 平成 21 年 8 月 3 日（月）午前 9 時から 9 月 1 日（火）午後 5 時まで  
この出願システムは、9 月 1 日（火）午後 5 時で終了します。午後 5 時までに入力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。
- (イ) 最終日（9 月 1 日）は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んで

- ください。
- (7) 連絡先 (問い合わせ先)  
財団法人行政書士試験研究センター  
電話番号 03(5251)5600
- 5 特例措置の実施  
身体の機能に障害のある方で試験中に特例措置(点字試験を含む。)を希望される方は、申請の手続きが必要となります。受験申込みに先立って財団法人行政書士試験研究センターへ必ずご相談ください。
- 6 合格発表の日時及び方法  
(1) 日 時 平成22年1月25日(月)午前9時  
(2) 方 法 財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。また、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載します。

**くまもと21ヘルスプラン推進委員会兼熊本県地域・職域連携推進協議会公告第1号**  
平成21年度くまもと21ヘルスプラン推進委員会兼熊本県地域・職域連携推進協議会を次のとおり開催する。  
平成21年7月7日

くまもと21ヘルスプラン推進委員会

- 開催日時  
平成21年7月13日(月)  
午後2時から午後4時まで
- 開催場所  
熊本テルサ 3階たい樹
- 議題  
(1)健康増進計画の推進に関する取組みについて  
(2)特定健康診査・特定保健指導に関する取組みについて  
(3)地域・職域連携推進事業の取組みについて  
(4)その他
- 傍聴者の定員  
10人
- 傍聴手続  
(1)傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2)傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県健康福祉部健康づくり推進課 健康づくり企画班  
(電話096-333-2208)

**熊本県景観審議会公告第1号**

熊本県景観審議会の会議を次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。  
平成21年7月7日

熊本県景観審議会会長 内 山 督

- 開催日時  
平成21年7月8日(水)  
午後3時から
- 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館13階 展望会議室
- 協議事項  
「熊本県景観づくり基本計画(仮称)」の素案について
- 傍聴者の定員  
10人
- 傍聴手続  
(1)傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2)傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県景観審議会事務局(熊本県土木部都市計画課景観公園室景観班)  
(電話096-333-2524)